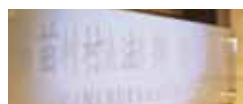


Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／弁護士法人 苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



Index

元気のでる本
…1

【苗村法律事務所のファイルより】
民事裁判の迅速化
…1～2

【最近の判例から】
18年にわたって継続した
販売代理店契約の解消が
問題となった事例
…3～4

苗村法律事務所主催
セミナーのご案内

【事務局から】
～初めての傍聴～
…4



元気のでる本

苗村法律事務所として、10年目を迎えるのを機に法人化し、小さな東京事務所を開きました。この10年で出会った事件で学んだ色々なことをセミナーなどを通じて、より広く皆様にお伝えできたらと考えております。また、昨年は、まさに艱難の年でしたが、今年は、それを乗り越えての昇り龍の年になってほしい、そう努力しようと同考えております。今後ともどうぞよろしくお願致します。

さて、今回は、昨年から新年に掛けて読んだ、元気が出る小説2作をご紹介します。遅ればせながらの本年のご挨拶と致します。まずは、昨年直木賞を取った池井戸潤氏の『下町ロケット』。物語は、発射直後の試作ロケットの爆発、それから10年近くが経ち、主人公の経営する会社が特許侵害訴訟で数十億円の賠償請求を受けるところから始まります。ある技術を取り巻く、様々な会社の思惑から、中で働く従業員のいろんな角度からの考え方、主人公はそれらにしっかり目を向けながら、問題の解決に向けて苦悩し、取り組んでいきます。一応経営者である私も、いつしか主人公に感情移入しておりました。

もう一つは、梶村啓二氏の『野いばら』、日経小説大賞を取った作品です。ロザリアンを目指す私にとっては野いばらは様々なバラを育てる台木として重要な原種のバラ、これが「イギリスに渡って…」との帯紹介を読んで、野いばらがどのように品種改良に使われるのかが書かれていると思い、ガーデニングの勉強のために、手に取った本でした。しかし、その内容は、私の想像とは全く違い、イギリス将校が幕末の日本で見た日本の庶民の矜持、文化の高さなどが織り込まれた、国と国の対立の中にもある個人の様々な交流が美しい文章で彩られた作品でした。

紹介文になっていない？そうなんです。いずれも早く読みたいけれど、どんどん読み進めると残りのページ数が少なくなってしまって寂しくなるという、ジレンマを感じながら、一文一文大切に読んだ小説で、これ以上内容をご紹介しますと、皆さんに楽しんでいただけません。是非、手にとって、大事に読んでみてください。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

毎年恒例、上海カニの会にて

苗村法律事務所のファイルより

民事裁判の迅速化

民事裁判では、『提出する書面の量で弁護士費用を取っている事務所があることが、民事裁判で、大量の書面が提出され、民事裁判の迅速化を妨げる一因^{※1}』、とす

る高名な学者の発言がなされました。私自身は、そのような弁護士費用の請求方法を取っていないので、そのような事務所があるのか、灰聞にして知りませんが、なか

なかショッキングな発言です。この発言は、最高裁が昨年7月に提出した「民事裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(4)」を受けて、どうすれば、迅速かつ公平公正

※1 ジュリスト 2011年11月1日号66頁

な民事裁判が行いえるかの提言のための裁判官、学者、弁護士らの座談会で出たものです。

私は、大阪弁護士会の民事裁判の改善に関する協議会という会に属し、訴訟実務の改善等を勉強しています。先日私が発表担当で、「主張、立証方法のあらたな工夫というテーマ」で討論するベースを作成しました。

工夫例として、① PC用の発達した文書作成アプリを用いて、様々なマーカー機能、色別文字を用い、また注記等の多用、PDFアプリを用いて証拠を主張書面に貼り付けてしまう、などの様々な工夫がなされていることなども報告の対象いたしました。2006年にTBS系列で放送された『情熱大陸』の青色発光ダイオード職務発明事件で、中村教授が会社からその発明の対価として受け取るべきは200億円との第一審判決を得た、荒井裕樹弁護士の準備書面などは、当時から話題になったものです。

また、② 刑事裁判の裁判員裁判において用いられるようになったパワーポイントを使ってのいわばプレゼンテーションのようなことも、専門化、複雑化する訴訟では、民事裁判でも用いられているようです。

私のようなオーソドックスな弁護士には、これらの工夫例は、裁判官に、こちらの主張をしっかりと判ってもらおうという大事なポイントをついたすばらしいもので、今後参考にさせてもらおうと考えたのですが、少し翻って考えてみるとこれらの工夫例は、すべて冒頭の、主張書面が長すぎるということを前提に、その長い文章をどうやって裁判所に集中力を持って読み通してもらうか、またその中に記載した主張を理解してもらおうかを考えてのもののようにです。

私が弁護士になった25年前は、やっとワープロ専用機が導入された頃、B5版縦書きの書面は、その大きさでも10頁も書けばかなり長文の部類でした。それがなぜ、

冒頭の座談会でも問題にされ、また長い書面前提で、読みやすさのための工夫がされるようになったのでしょうか。

一つには、専門化、複雑化した訴訟が、一定数増えてきていることにあるでしょう。これまでは、訴訟という形での解決より、他の紛争解決手段（話し合い）で解決できた紛争が、裁判によって、司法による公平公正な判断を受けたいという社会のニーズが高まったため、類型化できない訴訟が増えてきているように思います。知財訴訟が一つの典型ですし、会社と株主間の争い、複雑な金融商品の証券被害訴訟などがこのような訴訟の中に入ると思いますが、それ以外にも、通常取引を続けてきた会社間での訴訟、売買された製品の瑕疵を巡る紛争なども確かに増えてきています。

最後のような例では、問題となっているのがどんな製品か、どのような製造工程をたどって製品が完成するかなど、裁判官にはバックグラウンドの知識のない内容も伝えないと解決しない事件も出てきています。技術内容を書面で記載すると勢い長くなってしまいますので、それをなるべく短くしようとすると、表や、図などを書面に取り込む工夫は必要です。

もうひとつは、PCソフト等の進化でしょう。先に提出した書面のコピーアンドペーストが簡単にできてしまうのです。先の書面に記載しているけれど、裁判官に読んでもらっていないのではないかとの不安から、我々弁護士は、新しい書面にコピーアンドペーストしてしまうということをしがちです。また、相手方が50頁、100頁、200頁という書面を提出すると、何となく分量で負けそうというような気持ちになって、当方も長い書面を作成してしまうという半ば心理戦のようなものもあります。

こちらについては、証人尋問の前に、確実に双方の主張を整理する機会（争点整理手続といえます）を充実させて、双方の

主張をしっかりと確認する作業が重要で、それが確実にできる、または行うということが所与の前提となれば、その際に主張の骨子を伝え、詳しくは何番目の準備書面（双方の主張や、証拠の評価を書いた裁判所に提出する書面のことです）のどこに書いてあるときちんと示せば、裁判所、相手方の争点に対する理解がわかるようになります。この争点整理手続は、多くは弁論準備手続という丸いテーブルを、裁判所、双方当事人代理人が取り囲んでの場所で行われ、そこでは口頭で議論することも可能で、当事者はもちろん、関係者も裁判所の許可があれば傍聴可能です。

裁判を依頼される皆さんも、頁数だけで、弁護士を判断しないでください。それより、中身のぎゅっと詰まった読みやすい書面で、裁判所、相手方を説得し、時々真意が伝わっているか確認し、証人尋問の前には必ず、争点の確認をするようにしますので、ぜひ傍聴してください！



苗村 博子
(なむらひろこ)

18年にわたって継続した 販売代理店契約の解消が問題となった事例

【はじめに】

今回は、18年にわたって継続した販売代理店契約の解消が問題となった東京地裁平成22年7月30日判決・判時2118号45頁をご紹介します。

【事案の概要】

Xは、Yとの間で外国製ワインを日本における独占的に輸入・販売することを内容とする販売代理店契約（以下「本件販売代理店契約」といいます）を締結し、ワインを輸入・販売していましたが、Yは、平成17年1月5日ころ、Xに対し同年4月末日限り本件販売代理店契約を解約する旨通知しました（以下「本件解約」といいます）。

Xは、本件解約が本件販売代理店契約上の1年間の予告期間を設ける義務に違反するとともに、Xの日本における独占的な輸入販売権を侵害するものであると主張して、Yに対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として8ヵ月分の粗利益に相当する8280万円の支払いを求めました。

なお、Xは平成11年12月に設立され、完全親会社であるAからワイン部門の営業譲渡を受けています。Aとオーストラリアのワイン会社であるBは、昭和62年、Bのワインを日本に輸入・販売することを合意し、以後、AはBにBブランドのワイン（以下「Bワイン」といいます）を発注してこれを日本に輸入し販売してきました。Yは平成13年にBを買収し合併したオーストラリアのワイン会社です。

【争点】

- 1 本件販売代理店契約の成否
- 2 債務不履行、不法行為の成否
- 3 Xの損害

【判旨】一部認容、一部棄却（確定）

争点1

本判決は、本件販売代理店契約の成否について、本件販売代理店契約に係る契約書は存しないからBワインについて継続的な取引関係が存在しただけであって本件販売代理店契約が存在したとはいえないとのYの主張を排斥し、①Aは、昭和62年にBとの間でBワインを日本に輸入して販売する合意をしたこと、②A及びその後その営業譲渡を受けたXは、通算18年にわたってBワインを注文して日本に輸入し販売してきたこと、③この間、Bやこれを合併したYは、A又はXとの間で日本における販売戦略等について協議してきており、Xに対し販売代理権がないことを理由にBワインの出荷を拒否したことがなく、他の販売代理店を通じて日本においてBワインを販売したこともないこと、④Y作成の文書中にXが販売代理店であることを前提とする記載があることを総合すると、AとBは、昭和62年、AにおいてBワインを日本に独占的に輸入・販売することを内容とする本件販売代理店契約を締結したものと推認されたとしました。

争点2

その上で、本件販売代理店契約の解約に関し、XとYは本件販売代理店契約に

基づき18年という長期にわたり取引関係を継続してきており、その間にXは日本におけるBワインの売上げを大幅に伸ばしてきたこと等に照らせば、Xにおいて将来にわたって、YのBワインが継続的に供給されると信頼することは保護に値するものであるから、Yが本件販売代理店契約を解約するには、1年の予告期間を設けるか、その期間に相当する損失を補償すべき義務を負うものと解されるとし、予告期間を4ヵ月とするYの本件解約はかかる義務に違反するものであって、債務不履行にあたりと判断しました。

なお、Yが本件解約に先立ちXに対し販売業績への懸念を表明し、販売代理店を変更する可能性を警告していたことに関しては、本件販売代理店契約の終了を予告したとはいえないし、本件解約で設けた4ヵ月の予告期間を正当化することもできないと評価しています。

争点3

Yの債務不履行によるXの損害に関しては、予告期間として相当な1年から本件解約の予告期間4ヵ月を差し引いた8ヵ月について、Bワインの売上げがなくなり、売上げにより得べかりし総利益を喪失しているが、その反面、Bワインの売上げに要する販売直接費と共に販売管理費（労務費、経費、広告宣伝費、償却費からなるもの）を免れることができると考えられるから、Xの被った損害とは、総利益から販売直接費及び販売管理費を控除した営業利益の喪失分と解するのが相当であるとし、粗利益相当額を主張するXの主張を退けて、8ヵ

月分の営業利益に相当する590万4000円を損害として認定しました。

【検討】

継続的取引の解消は実務上検討されることが多い法律問題の一つだと思われます。継続的取引に係る契約書が作成されていることが多いとは思われますが、相当期間にわたる取引の場合、取引開始当初において契約書等が作成されず、また作成されていても非常に簡潔な内容にとどまる事例も見受けられます。本件も契約書が存在しない期間の定めのない継続的契約の解消が問題となった事例です。

長期間にわたり取引関係が継続してきた場合には契約当事者に今後も取引が継続されるとの期待が生じることがあり、取引継続への合理的期待をどのように保護するかが問題となります。判例に関しては、継続的に続いた特約店および販売店契約については解約あるいは更新拒絶は公序

良俗違反あるいは権利の濫用にならない限り契約自由の原則によるとするもの、合理的理由あるいはやむを得ない事由が必要とする判例もあり、これを不要とする判例もあり、必要とするものも、結局、供給者の主張どおりに解約を認めたもの、合理的予告期間が必要とするもの等があり、判例の方向は固まったとはいえないとされています*1。

本判決は、このような状況の中で継続的取引の解消に関する近時の事例として実務上参考になるものと考えます。



中島 康平
(なかじま こうへい)

さらに詳しい内容は、弁護士法人 苗村法律事務所のホームページにアクセスください。

*1 柏木昇「継続的取引契約の解消と代理店・販売店の保護」新堂幸司・内田貴編「継続的契約と商事法務」76頁（商事法務、2006年）。

Topic of the secretariat

事務局から

～初めての傍聴～

私は、苗村法律事務所勤めて2ヶ月の超新人です。文学部を卒業して一般企業で働き、今まで法律に直接関わるようなこともほとんどありませんでした。

そんな私が、先日、経験の一つとして刑事事件の公判を傍聴する機会を頂き、ドキドキしながら裁判所へ向かいました。初めて裁判所に行った時に比べれば、その独特の雰囲気には慣れてきたつもりでしたが、法廷前の廊下は一層重い空気が漂っているように感じました。私は、閉まっている法廷の扉を勝手に開けて入って良いのかもわからず、様子を伺っていましたが、時間になり、周りの人が中に入っていったので後に続けました。私は傍聴人席のちょうど真ん中に座り、キョロキョロしていました。この時はまだ、テレビドラマでも観ているような気分でしたが、手錠と縄につながれて入廷した被告人を見て、急に目の前のことが現実味を帯び、ザワザワした気分になりました。被告人が家族の方を一度も見ようとしなかったのが印象的でしたが、とても見るできないのだと思いました。すぐそこに家族がいるのに、直接話すことも触ることもできないのは、どんな気分だろう。私が罪を犯したら、お母さんはどうするかな…等、しょっちゅうホームシックになる私は、最後まで自分と重ねて傍聴していました。法廷では毎日同じような裁判が開かれているのかもしれませんが、私には、一つひとつのやり取り全てが重く感じ、また、そのような場面で初めて見る弁護士の姿は、とても頼もしかったです。同時に、それを陰ながら支えさせていただくこの仕事の責任の重さを改めて感じました。苗村法律事務所に来て、初めてのことがいっぱいです。今は不安しかありませんが、これから仕事を覚えていく中でも、この時の気持ちは忘れないようにしたいです。



ご依頼者にとっては、一つの事件が本当に大事件であること、私達も肝に銘じておきますね。がんばって!(苗)

「国際裁判管轄セミナー」のご案内

国際裁判管轄セミナー

平成24年3月28日(水) 13時00分～16時00分
(受付12時30分より)

【会場】堂島ビルディング内会議室

【定員】50名

【申込締切日】平成24年3月21日(水)

【お問い合わせ】弁護士法人苗村法律事務所 (TEL:06-4709-1170) まで
ご連絡ください

※東京で開催の同セミナーはお陰様で定員に達しました。ご好評につき、大阪でも開催いたします。

本年4月より国際裁判管轄に関する規定が施行されることをふまえ、国際ビジネスにおける留意点を取り上げ、問題状況をわかりやすく解説します。

<http://www.namura-law.jp>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL: 06-4709-1170 FAX: 06-4709-0131

受付時間/9:00～18:00

東京事務所

〒100-6208

東京都千代田区丸の内1丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス 8階

※地下鉄丸の内線「東京駅」八重洲口より徒歩2分

TEL: 03-6860-8325 FAX: 03-6860-8560

受付時間/9:00～18:00

